

矢巾町不足額給付金申請書（不足額給付Ⅰ請求書） 補助シート

次の表を記入し、(コ)欄が1(万円)以上の額となった方は、不足額給付金(Ⅰ)の支給対象の可能性あります。

所得税	定額減税可能額 (3万円×減税対象人数) (ア) 円	令和6年分 所得税額 (イ) 円	控除不足額(①) (ウ) 円 (<0の場合は0)
住民税 所得割	定額減税可能額 (1万円×減税対象人数) (エ) 円	令和6年度分 住民税所得割額 (オ) 円	控除不足額(②) (カ) 円 (<0の場合は0)
所要額の 算定	所得税分の 控除不足額(①) (ウ) 円	住民税所得割分の 控除不足額(②) (カ) 円	控除不足額計(③) (キ) 円 令和7年の所要額 (④) (ク) 万円 (上記③を1万円単位に切上げ)
不足額 給付金	令和7年の所要額(④) (ク) 万円	調整給付金(当初 給付分)支給額 (ケ) 万円	不足額給付金給付額 (コ) 万円

項目概要

	令和6年分所得において	
	確定申告した方	確定申告していない方(年末調整済の方)
(ア)	申告書の「第一表④」	給与(年金)の摘要欄「控除済額+控除外額」
(イ)	申告書の「第一表③」	給与(年金)の摘要欄「控除済額」
(ウ)	(ア) - (イ)	

	令和6年度課税(令和5年分所得)において
(エ)	減税対象人数(本人+扶養親族数)×1万円 ※令和6年度個人住民税決定(納税)通知書や令和6年度(非)課税証明書から確認
(オ)	道府県民税所得割額+市町村民税所得割額 ※令和6年度個人住民税決定(納税)通知書や令和6年度(非)課税証明書から確認
(カ)	(エ) - (オ)
(キ)	(ウ) + (カ)
(ク)	(キ)の金額を1万円単位に切上げた額
(ケ)	令和6年度に給付された調整給付金(当初給付分)の額(給付されていない方は0) ※給付該当であった方で、調整給付金(当初給付分)の通知をお持ちでない方は、令和6年1月1日時点での住所地から通知を取得いただく必要があります。
(コ)	給付対象の金額

注1) 令和7年1月1日時点で矢巾町に住民登録がある方が計算対象です。

注2) (イ)と(オ)がどちらも0円の方は不足額給付金Ⅰの対象外です。

注3) 令和5年分及び令和6年分所得が1,805万円超の方は対象外です。

矢巾町不足額給付金申請書（不足額給付Ⅱ請求書） 補助シート

次のフローチャートを確認し、回答がすべて「はい」の方は、不足額給付金（Ⅱ）の支給対象の可能性あります。

はい  いいえ 

次のいずれにも該当する方

- ・令和6年分所得税額（定額減税前）が0円
- ・令和6年度住民税所得割額（定額減税前）が0円

不足額給付Ⅱは対象外です
不足額給付Ⅰをご確認願います

低所得世帯向け給付の対象世帯の世帯主・世帯員にも該当しなかった方

※「低所得世帯向け給付の対象世帯の世帯主・世帯員」とは、

次の世帯主・世帯員

- ・令和5年度非課税世帯への給付（7万円）
- ・令和5年度均等割のみ課税世帯への給付（10万円）
- ・令和6年度新たに非課税世帯若しくは均等割のみ課税となった世帯への給付（10万円）

対象外です

令和5年、令和6年ともに次のいずれかに当てはまる方

- ・青色事業専従者・事業専従者（白色）であった
- ・合計所得金額が48万円超であった

対象外です

不足額給付Ⅱの対象となる可能性があります

～ 不足額給付Ⅱにおいて、下記により支給対象となる場合があります。 ～

「地域の実情によりやむを得ないと内閣府が認める場合（※）」にて、対象となる場合があります。

※「地域の実情によりやむを得ないと内閣府が認める場合」とは、以下の(1)～(3)のいずれかに該当し、かつ低所得世帯向け給付の対象世帯の世帯主・世帯員に該当しない方をいいます。

- (1) 令和5年所得において、扶養親族として住民税の定額減税の対象になったものの、令和6年所得において合計所得金額が48万円を超える者又は青色事業専従者等（税制度上「扶養親族」から外れてしまう者）であったため、扶養親族として所得税の定額減税の対象から外れてしまった場合
- (2) 令和5年所得において、合計所得金額が48万円を超える者又は青色事業専従者等（税制度上「扶養親族」から外れてしまう者）であったため、扶養親族として住民税の定額減税の対象から外れてしまったものの、令和6年所得において合計所得金額48万円以下であったため、扶養親族として所得税の定額減税の対象になった場合
- (3) 令和5年所得において合計所得金額が48万円を超える者又は青色事業専従者等（税制度上「扶養親族」から外れてしまう者）で、本人として当初調整給付の給付対象者であり、令和6年所得においても、引き続き、合計所得金額が48万円を超える者又は青色事業専従者等であるものの、本人としても扶養親族としても所得税の定額減税の対象から外れてしまった場合